

死亡野鳥等検査 対応レベルと検査優先種毎の検査対象羽数

対応レベル等 (環境省が決定)		検査優先種1 (17種)	検査優先種2 (11種)	検査優先種3	その他の種
		ヒシクイ◆マガン◆シジュウカラガン コクチョウ◆コブハクチョウ コハクチョウ◆オオハクチョウ オシドリ◆ヒドリガモ◆キンクロハジロ カイツブリ◆カンムリカイツブリ マナヅル◆ナベヅル◆ユリカモメ オオタカ◆ハヤブサ 重度の神経症状が観察された水鳥類	マガモ◆オナガガモ トモエガモ◆ホシハジロ スズガモ◆オオバン オジロワシ◆オオワシ ノスリ◆クマタカ◆フクロウ	カワウ◆アオサギ カモ科(検査優先種1、2以外全種) カイツブリ科(同) ツル科(同) カモメ科(同) タカ目(同) フクロウ目(同) ハヤブサ目(同)	検査優先種1～3 以外の鳥種 すべて
レベル1	通常時	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
レベル2	国内1箇所が高病原性鳥インフルエンザが発生した時 近隣国が高病原性鳥インフルエンザが発生した時	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
レベル3	国内で30日以内に複数箇所が高病原性鳥インフルエンザが発生した時 近隣国が高病原性鳥インフルエンザが発生した時	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
野鳥監視重点区域	国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の当該発生箇所周辺半径10km以内の地域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上

・対応レベルの変更は環境省が決定し、速やかに都道府県に通知される。

・同一箇所(見渡せる範囲程度)で数日間(複数羽の場合は大量死あるいは連続して死亡が確認された時点からおおむね3日間程度)の合計羽数が表の数以上の死亡個体等(衰弱個体含む)が発見された場合を基本としてウィルス保有状況の調査を実施する。ただし、原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

・見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

・すべての種において、重度の神経症状が見られる等、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。